

# 入 札 説 明 書

## 1 「入札に関する条件」及び「注意事項」

### (1) 対象となる入札の名称等

- |             |                                                   |
|-------------|---------------------------------------------------|
| ① 業 務 の 名 称 | 長崎県議会委員会会議録反訳業務（単価契約）                             |
| ② 業 務 の 仕 様 | 常任委員会（分科会）、特別委員会の音声データを反訳し、会議録原稿を作成（別添「仕様書」のとおり。） |
| ③ 履 行 期 間   | 契約締結日から令和8年3月31日まで                                |
| ④ 履 行 場 所   | 長崎県議会事務局 議事課                                      |

### (2) 入札参加条件

次の条件をすべて満たしている者。

- ① 下記（10）の競争入札の参加資格を有する者であること。
- ② 国・地方公共団体との間において、本件と類似する業務の契約を締結した実績を有する者であること。
- ③ 当該業務を確実に履行できると認められる者で、当該業務の仕様書の内容の全部を第三者に委任又は請け負わせることなく履行できる者であること。

### (3) 入札及び開札の日時及び場所

- ① 日時 令和7年5月9日（金）午後1時30分
- ② 場所 長崎県庁 議会棟2階 会議室1
- ③ 開札は、入札に参加する者又はその代理人の立ち会いのもとに行うものとする。
- ④ 再度入札は、（8）⑤による。

### (4) 質問書の提出について

当該入札の仕様書等に関する質問については、下記期日までに書面（別紙1）にて提出すること。提出は郵送・持参を基本とするが、やむを得ない場合はFAXでの提出も可とする。（FAXの場合は入札期日までに、押印した原本を提出すること。）

なお、郵送・FAXによる場合は、必ず着信の確認を行うこと。

〔場所〕 長崎県議会事務局 議事課 FAX：095－824－3094

〔期日〕 令和7年4月28日（月）午後5時

※回答については令和7年5月2日（金）午後5時までに書面（FAX）にて回答します。

### (5) 入札書の記載方法

- ① 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- ② 入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に消費税及び地方消費税を除いた契約希望単価を入札書に記載すること。なお、当該消費税及び地方消費税相当額は、当該代金の請求のときに加算すること。（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てることとする。）
- ③ 入札金額（首標数字）は訂正することができないこと。
- ④ 入札書の提出後は、書き換え、撤回することができないこと。
- ⑤ 代理人が入札する場合には、本人の委任状（別紙2）を提出するとともに、入札書には**代理人の記名押印**が必要であること。

#### 【注意事項】

- ・ 入札書は封筒に入れ、封筒に会社名、役務の名称を記入し提出すること。
- ・ 入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使

用する印鑑を訂正箇所を押印すること。

- ・ 誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意すること。
- ・ 入札書の宛名は長崎県知事 大石賢吾 宛とすること。
- ・ 入札書及び委任状に押印する代表者印は届出済の印鑑を使用すること。
- ・ 入札書は別紙3を用いること

## (6) 入札保証金及び契約保証金

### ① 入札保証金

- 入札保証金等は、入札書提出前に事前に提出すること。
- 見積もった契約希望金額（見積もった契約希望単価に年間予定数量を乗じて得た金額（金額に小数以下がある場合は、当該小数は切り捨てる。））に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（金額に小数以下がある場合は、当該小数は切り捨てる。）の100分の5以上の金額を入札書提出前に事前に2①の部局に納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
  1. 保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出したとき。
  2. 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に締結された、会議録反訳業務等に係る同規模の契約を2回以上締結し、その内容を証明するもの（2件以上）を提出したとき。  
なお、「同規模」の判断は見積もった契約希望金額に応じて次の区分で提出すること。
    - (a) 3,000 万円以上
    - (b) 3,000 万円未満1,000 万円以上
    - (c) 1,000 万円未満
- 入札保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

### 【注意事項】

- ・ 入札保証金の免除手続きの書類は、令和7年5月7日（水）午後5時までに申請書（別紙4）を提出すること。（郵送又は持参）
- ・ 入札保証保険証書は、提出時に内容を確認いたしますので、入札書とは同封しないでください。
- ・ 入札保証保険期間の終期は、入札日（令和7年5月9日）から起算して7日目としてください。
- ・ 契約実績を提出して入札保証金を免除された場合、その金額に応じた区分を超える区分の金額を入札金額とすることはできません。

### ② 契約保証金

- 契約保証金等は、契約書と同時に提出すること。
- 契約金額（契約単価に年間予定数量を乗じて得た金額（金額に小数以下がある場合は、当該小数は切り捨てる。））に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に小数以下がある場合は、当該小数は切り捨てる。）の100の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
  1. 保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする履行保証保険を締結したとき。
  2. 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に締結された、会議録反訳業務等に係る同規模の契約の履行証明（2件以上）を提出したとき。なお、「同規模」の判断は見積もった契約希望金額に応じて次の区分で提出すること。
    - (a) 3,000 万円以上
    - (b) 3,000 万円未満1,000 万円以上
    - (c) 1,000 万円未満
- 契約保証金の納付は、国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

## (7) 入札の無効

次の入札は、無効とする。

なお、下記の①から⑦により無効となった者は再度の入札に加わることはできない。

- ① 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- ② 入札者が法令の規定に違反したとき。
- ③ 入札者が連合して入札したとき。
- ④ 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- ⑤ 入札者が他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- ⑥ 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- ⑦ 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- ⑧ 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- ⑨ 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- ⑩ 入札書に入札金額又は入札者名の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）など、入札者の意思表示が確認できないとき。
- ⑪ 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- ⑫ 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- ⑬ その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

## (8) 落札者の決定方法

- ① 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とするものとする。なお、最低制限価格は設定しない。
- ② 落札者となるべき同価格の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- ③ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- ④ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- ⑤ 入札回数は、3回を限度とする。

### 【注意事項】

- ・ 代理人が入札に立ち会われる場合は、入札前に必ず委任状を提出して下さい。
- ・ 第1回目の入札で落札者が決定しない場合、入札者の立ち会いのもとに、その場で再入札（2回目）、再々入札（3回目）を行います。

## (9) 契約書の作成等

- ① 落札通知を受けた日から5日以内（県の休日を除く）に契約締結ができるよう手続きを行い、契約書を提出すること。
- ② その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めるところによる。

## (10) 競争入札の参加資格

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

- ② 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- ③ 長崎県議会委員会会議録反訳業務（単価契約）に関する令和7年4月8日付けの競争入札の参加者の資格等に示した入札の参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者であること。
- ④ この公告の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- ⑤ この公告の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

## 2 そ の 他

### ① 当該契約事務に関する担当部局

（住 所） 〒850-8570 長崎市尾上町3-1  
（名 称） 長崎県議会事務局 議事課  
（電 話） （代表）095-824-1111 内線6023  
（直通）095-894-3632

### ② 入札参加資格を得るための申請方法等

- 申請の時期は、この入札に関する公告の日から令和7年4月21日までとする。
- 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

（住 所） 〒850-8570 長崎市尾上町3-1  
（名 称） 長崎県議会事務局 議事課  
（電 話） （代表）095-824-1111 内線6023  
（直通）095-894-3632